

JIS

アルミニウム合金製脚立及びはしご

JIS S 1121 : 2024

(JAPA/JSA)

令和 6 年 11 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 水 孝太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	清 家 剛	東京大学
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 51.2.1 改正：令和 6.11.20

官 報 掲 載 日：令和 6.11.20

原 案 作 成 者：一般社団法人軽金属製品協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-13-13 アープセンタービル TEL 03-3583-7971)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類及び各部の名称	3
4.1 種類	3
4.2 各部の名称	3
5 品質	7
5.1 外観	7
5.2 性能	7
6 構造	10
7 寸法	11
8 材料	13
9 試験	14
9.1 試験の一般条件	14
9.2 外観試験	14
9.3 脚立及びはしごの強度試験	14
9.4 滑り止め用端具の摩擦係数試験	22
9.5 伸縮形はしごの伸長力試験	23
10 検査	23
11 製品の呼び方	24
12 表示	24
13 取扱説明書	25
附属書 A (参考) 表示及び取扱説明書に記載する禁止事項及び注意事項の例	26
参考文献	29
解 説	30

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人軽金属製品協会（JAPA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS S 1121:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 7 年 11 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS S 1121:2013** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

アルミニウム合金製脚立及びはしご

Aluminium stepladder and ladder

1 適用範囲

この規格は、主に一般用のアルミニウム合金製の脚立（以下、脚立という。）及び可搬形のはしご（以下、はしごという。）について規定する。ただし、次のものは適用対象としない。

- 専用脚立及び兼用脚立で、折り畳み機構が2組以上装着されているもの
- 足場台脚立で、折り畳み機構が3組以上装着されているもの
- 三脚脚立で、前支柱の長さが調整可能で、後支柱に足を乗せることが可能、かつ、後支柱が左右に振ることが可能なもの
- 支柱、踏ざん及び天板の構造部分にプラスチックなどを用いたもの

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯

JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

脚立

自立する構造で、高所への昇降及び作業に使用するもの

注釈 1 専用脚立、兼用脚立、足場台脚立及び三脚脚立があり、調整支柱（伸縮脚）をもつものもある。

3.2

はしご

自立せず、立て掛けて高所への昇降に使用するもの

注釈 1 単はしご及び伸縮形はしごがあり、調整支柱（伸縮脚）をもつものもある。